

【令和7年度】

浦添市建築営繕課 競争入札参加資格審査 随時（追加）申請の提出要綱

【建築設備保守】

自家用電気工作物保安管理業務、空調機保守点検業務、プールろ過器等保守業務、貯水槽清掃業務の随時（追加）申請受付です。令和7年度の競争入札（建築設備保守）への参加を希望される方は、本要綱をお読みのうえ、期間内に申請くださるようお願いいたします。

浦添市
都市建設部 建築営繕課

目 次

1. はじめに	1
2. 競争入札の参加資格	1
3. 入札参加資格の有効期間	1
4. 申請の方法	1
5. 申請書類提出後の変更届	2
6. 提出書類の留意事項	2
7. 審査結果の通知と公表	2
8. 注意事項	2
9. 事務所の要件	2～3
10. 提出書類に不備等があった場合の対応方法について	3
提出書類一覧表	4～6
競争入札の参加者資格要件	7
変更届事項別提出書類一覧表	8

1.はじめに

浦添市建築営繕課が発注する自家用電気工作物保安全管理業務、空調機保守点検業務、プールろ過器等保守業務、貯水槽清掃業務（以下「建築設備保守」という。）について入札参加を希望する者は、入札参加資格審査を受け、名簿に登録される必要があります。以下の要綱に基づき浦添市建築営繕課競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

2.競争入札の参加資格

※次の各号の全ての要件を満たすこと。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
2. 営業に関し、法令上の資格等を必要とする場合にあって、それらの資格等を有すること
3. 令和5年9月1日時点において、1年以上同種の営業を営んでおり、かつ、直近2年の間に当該営業の実績があること
4. 国税、都道府県税、市町村税、国民健康保険料（税）、社会保険料に滞納がないこと
5. 経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと
6. 浦添市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと

3.入札参加資格の有効期間

名簿登録の日から令和7年度予定の次回名簿登録日の前日（約1年間）まで。

4.申請の方法

1. 提出書類：提出書類一覧表により番号順にフラットファイル（A4-S型）に左綴じにファイルし、表紙及び背表紙に「競争入札参加資格審査申請書」及び商号を明記して下さい。
2. 提出部数：1部
3. 受付期間：令和6年12月2日（月）から令和6年12月20日（金）
4. 提出方法：浦添市役所 建築営繕課窓口へ持参
受付時間 午前の部：午前9時00分～午前11時00分
午後の部：午後1時30分～午後4時00分
（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
受付場所 浦添市役所5階 都市建設部 建築営繕課
※その場での書類確認は行いませんのでご了承ください。
※行政書士事務所等へ委託した場合、申請内容の再確認をしてください。

5.申請書類提出後の変更届

競争入札参加資格申請を提出した後、申請書に変更があった場合は、速やかに入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第11号）により変更届事項別提出書類一覧表の変更事項に該当する書類とともに提出してください。

6.提出書類の留意事項

- 各種証明書については、コピー機による写しで構いません。（提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- 入札参加資格が認定された場合、申請された文書については、浦添市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象になりますので、当該情報を公開することに同意していただきます。
- 提出書類に不備等があった場合、再提出又は追加提出をお願いすることになります。

7.審査結果の通知と公表

- 審査の結果は、申請者に審査結果通知書により通知します。審査結果通知書の再交付は行いませんので、登録期間中は、大切に保管してください。
- 登録名簿については、建築営繕課（5F）の窓口にて、閲覧のみの公表となります。

8.注意事項

- 登録業は「自家用電気工作物保安管理業務」「空調機保守業務」「プールろ過器等保守業務」「貯水槽清掃業務」です。

その他の業種の登録は行っておりませんので、ご注意ください。

- 提出書類一覧表番号25の書類（返信用封筒）を忘れずに提出お願いします。
- 受付期間終了後は受付しませんので、期日に余裕をもってご提出をお願いします。
- 入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。
- 入札参加資格申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿の登録を行いません。
 - ① 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実について記載しなかったとき。
 - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

9.事務所の要件

申請する際の事業所は次の各号の要件を備えていることを条件とします。

- ① 契約・見積、入札等について実質的な業務が行えること。

- ② 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、営業の実態が確認できること。
- ③ 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。

※以上の要件が満たされていない場合、前回登録者の継続申請であっても、登録できない場合があります。

10. 提出書類に不備等があった場合の対応方法について

提出書類に不備等があった場合、電話又はメールでの連絡を行い、再提出又は追加提出をしていただきます。

つきましては、提出書類に不備が無いよう提出前に再度ご確認ください。また、電算入力表（様式第10号）への電話番号及びEメールアドレスの記入漏れも無いようご確認ください。

メールでのお問合せ等の場合、件名は「（登録番号、業者名）建築営繕課入札参加資格審査について」としてください。新規登録の場合は、登録番号が付番されていないため、登録番号の部分は「新規」と記載してください。

連絡先： 浦添市安波茶一丁目1番1号

浦添市役所 都市建設部 建築営繕課 設備係

電話 098-876-1234（内線4624） FAX 098-876-7071

メールアドレス k-eizen@city.urasoe.lg.jp

提出書類一覧表

※提出書類の番号順に並べて提出してください。

番号	提出書類	提出要領
1	提出書類チェックシート【建築設備保守】	提出前に全ての項目を確認
2	浦添市建築営繕課競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	本社名で作成し代表者印（実印）を使用
3	印鑑証明書	（写し可）拡大縮小しないこと
4	使用印鑑届（様式第2号）	登記印（実印）以外を契約等で使用する場合のみ
5	定款	法人事業者のみ（登録希望業種が「目的」のどれにあたるのかマーカーでラインを引く。）
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人事業者のみ
7	代表者の身分証明書	個人事業者のみ 市町村発行のもの
8	代表者の登記されていないことの証明書	個人事業者のみ 【窓口】全国の法務局・地方法務局（本局） 【郵送】東京法務局後見登録課のみ取り扱い
9	【法人】財務諸表 【個人】流動資産・負債計算書（様式第3号）	【法人】前期の貸借対照表及び損益計算書等（流動資産・負債の合計額にマーカーでラインを引く） 【個人】流動資産・負債計算書（様式第3号）に記載
10	市町村税の滞納のない証明書（完納証明書）	本店のある市町村より発行
11	代表者の市町村税の滞納のない証明書（完納証明書）	個人事業者のみ 納税義務がある市町村より発行
12	都道府県税の滞納のない証明書又は事業税の納税証明書（直近2年分） 【法人】法人事業税 【個人】個人事業税	本店のある都道府県で発行。事業税に滞納がないことを確認するためのものです。（沖縄県の場合は、全税目に滞納のないことを証明する納税証明書があります。）「滞納のない証明書」の発行を行っていない都道府県（東京都など）から証明書を取得する場合は、直近2年分の事業税の納税証明書でかまいません。
13	国税納税証明書	※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2
14	代表者の国民健康保険料（税）滞納のない証明書	個人事業者のみ 市町村発行のもの
15	営業実績調書【民間業者、国又は地方公共団体】（直近2年分）（様式第4号、様式第4号の2）	※登録希望業種のみ の営業実績を記載 契約相手が民間業者と国又は地方公共団体のものを各1枚ずつ（主な契約のみ）
16	営業実績総括表（様式第5号）	登録希望業種ごとの営業実績額を記入 実績がない場合は申請することができません

17	労働保険の納入が証明できるもの (適用外の場合は、適用外の原因書)	労災保険料及び雇用保険料の未納がないことが確認できるものを提出すること。 労働保険概算・確定申告書又は保険料納付の領収書でも可 (適用外の原因書の様式は任意です。)
18	社会保険料納入確認書 (適用外の場合は、適用外の原因書)	管轄する年金事務所で発行 社会保険納入証明書でも可。 組合健康保険等の場合は、当該組合の任意の様式でも可 直近1年間において、健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないことを確認できるものを提出すること。 (適用外の原因書の様式は任意です。)
19	技術職員有資格者名簿(様式第6号)	【対象: 自家用電気工作物保安管理業務、空調機保守点検業務、プールろ過器等保守業務】 ※資格証添付のこと。[名簿順に添付すること。] ※最低賃金未満での雇用は認めません。
20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号の登録証の写し	【対象: 貯水槽清掃業務】
21	所在地見取図及び本店等外観、内部の写真 (様式第7号)	全事業者提出
22	「技術職員有資格者名簿(様式第6号)」に記載のある技術職員の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し	【対象: 自家用電気工作物保安管理業務、空調機保守点検業務、プールろ過器等保守業務】 ※「被保険者整理番号」、「基礎年金番号」をマスキング(黒塗り)の上、提出頂きますようお願いいたします。 個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出※「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」をマスキング(黒塗り)の上、提出頂きますようお願いいたします。
23	誓約書(様式第8号)	全事業者提出
24	誓約書(個人事業者 市内主たる営業所用)(様式第8号の2)	個人事業者のうち、浦添市内と市外に営業所があり、主たる営業所を浦添市に有する場合提出
25	返信用封筒 A4規格(角2)	120円切手を貼付のうえ通知希望先を記入
26	競争入札参加資格審査申請書受付表(様式第9号)	申請書の住所、商号・名称、代表者名記入
27	電算入力表 A4 (様式第10号)	ふりがなを忘れずに記入してください

1. 書類は上記番号順にファイルしてください。但し25,26,27の書類はファイルに綴らず提出して下さい。
2. 提出書類で代表者又は受任者の押印があるものについては、原本を提出してください。
3. 登録後は登録業種の追加、変更は行いません。書類は十分確認のうえ提出して下さい。
4. 25の書類を忘れずに提出して下さい。
5. 10,13の書類は申請後も毎年提出して下さい。提出がない場合は入札に参加できなくなることがあります。
6. 該当する業者は 11 の書類についても毎年提出して下さい。
7. ~~26の受付表は、原則「郵送」での受付のため、削除します。~~
8. 本申請に係る競争入札参加資格者名簿の有効期間中において、本市から最新の財務諸表その他の経営の規模及び状況が分かる書類の提出を求めることがあります。

※現在浦添市建築営繕課において建築設備保守に登録のある業者が、他の業種に登録しようとする場合は3～14、17、18、21、23、24の書類については提出不要です。

※自家用電気工作物保安管理業務、空調機保守点検業務、プールろ過器等保守業務に登録しようとする場合は20の書類については提出不要です。

※貯水槽清掃業務に登録しようとする場合は19、22の書類については提出不要です。

競争入札の参加者資格要件

1. 自家用電気工作物保安管理業務
 - ①電気事業法施行規則第52条の2に該当する業者であること。
 - ②本店（個人事業主の場合は主たる営業所）を浦添市に有するもの。

2. 空調機保守業務
 - ①第一種冷媒フロン類取扱技術者、2級管工事施工管理技士以上及び第二種電気工事士以上の資格者を有すること。
 - ②本店（個人事業主の場合は主たる営業所）を浦添市に有するもの。

3. プールろ過器等保守業務
 - ①2級管工事施工管理技士以上の資格者を有すること。
 - ②本店（個人事業主の場合は主たる営業所）を浦添市及び浦添市に隣接する市町に有するもの。

4. 貯水槽清掃業務
 - ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号の登録を受けていること。
 - ②本店（個人事業主の場合は主たる営業所）を浦添市に有するもの。

変更届事項別提出書類一覧表

競争入札参加資格審査申請書を提出後、登録内容に変更が生じた場合には、すみやかにその旨を書面で届け出てください。届出が遅れた場合には、入札への不参加等の不利益を受ける場合がありますのでご注意ください。

(△印は競争入札参加資格審査申請時に提出している場合は変更時も提出すること。)

変更事項	内容	変更届	登記事項 証明書	印鑑 証明書	登録証	使用 印鑑届	技術職員 名簿	所在地見取 図、外装・内 装の写真	補足説明
商号又は 名称	組織	○	○	○	△				前組織の抹 消が明白で あるもの
	名称	○	○	○	△				
本店(個人事業主の場合 は主たる営業所)	所在地	○	○					△	
	電話番号 FAX番号	○							
	実印 使用印	○		○		△			変更事項欄 に押印
代表者	社長交替	○	○						個人の場合 は身分証明書 を添付
	役職名	○	○						
技術者		○					△		資格証明写 添付

注意事項

1. 「入札参加資格審査申請書変更届出書」は、変更事項並びに変更前及び変更後の内容、登録番号を明記した書面を任意に作成してこれに代えても構いません。
2. 通知書等の添付資料は、コピーで構いません。(ただし、委任状など、本市様式として定めのあるもので押印が必要な書類については原本を提出してください。)
3. 受付証は発行しませんので必要な場合は「入札参加資格審査申請書変更届出書」のコピー等を添付してください。それに本市の受付印を押すことで受付証に代えさせていただきます。
4. 変更内容によっては添付書類を追加させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。
5. 会社の合併・分割・事業譲渡等、個人の法人成りが生じた際は、内容に応じて提出書類が異なりますので本市へお問合せください。
6. 廃業等で営業ができない場合又は競争入札参加資格を辞退したい場合は、申し出てください。
7. 本市へ問い合わせる場合は、「登録番号」でお問合せください。